

補助金等取扱基準

補助金等の名称	農業技術指導補助金
補助事業等の目標	農業指導について行政では行き届かない農家個々へのきめ細かい営農技術指導を行うため。
補助事業等の対象者	信州諏訪農業協同組合
補助対象経費	農業者に営農指導等をした営農技術指導員
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内で営農技術指導員 1 人当たり 600,000 円 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書を基に、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	昭和 55 年から
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 湖周 3 市町による補助のため継続が必要
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係